

広島県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する訓令（昭和二十七年広島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「介護休暇の承認の請求」の下に「、第九条第二項の規定による子育て支援部分休暇の承認の請求」を加え、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（子育て支援部分休暇）

第九条 職員は、条例第十五条に規定する子育て支援部分休暇の承認を受けようとするときは、別記様式第四号による休暇簿によって行わなければならない。

2 任命権者は、子育て支援部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。別記様式第一号を次のように改める。

氏名	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
	入 項	入 項	入 項	入 項	入 項	入 項	
1	記 事	記 事	記 事	記 事	記 事	記 事	日 時 間 分
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
							備考
							年次有給休暇 平成 年 からの繰 越日数等 平成 年の 平均日数
							計
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分

氏名	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
	入 項	入 項	入 項	入 項	入 項	入 項	
1	記 事	記 事	記 事	記 事	記 事	記 事	日 時 間 分
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
							備考
							年次有給休暇 平成 年 からの繰 越日数等 平成 年の 平均日数
							計
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分
							平成 年 用算 日数 等 余 時間 分

別記様式第四号中「(第6号様式)」を「(第10号様式)」に改め、同様式を別記様式第五号とし、別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の職員の勤務時間等に関する訓令（以下「勤務時間等訓令」という。）による様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の勤務時間等訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。
- 3 改正後の勤務時間等訓令第十一条第一項に規定するシステム利用者（同条第三項に規定する勤務の態様及びシステムの利用環境を考慮して別に定める職員を除く。）に係る子育て支援部分休暇の承認の請求については、同条第一項に規定するシステムにより当該請求を行うことができるようになるまでの間、同条第三項の規定にかかわらず、改正後の勤務時間等訓令別記様式第四号による休暇簿により行うものとする。